

王滝村ふるさと納税 回 覧

王滝村ふるさと応援商品券取扱事業者を募集します！

○王滝村ふるさと応援商品券

ふるさと納税をしていただいた方が取得できる商品券です。王滝村ふるさと応援商品券は、総務省が定める基準を満たした物品やサービス等を提供する店舗や施設等の支払いに利用することができます。

○事業内容

ふるさと納税の返礼品として、「王滝村ふるさと応援商品券」を取り扱う村内の店舗を募集します。

○王滝村ふるさと応援商品券取扱事業者の募集要件

1. 王滝村に営業所・事業者等があること
2. 恒常的に現金での取引があること
3. 平成31年度総務省告示第179号第5条に定める商品又は役務を提供する事業者であること（裏面参照）

例：王滝村内で生産された商品、王滝村内で提供される役務（飲食、宿泊等）等
※現在登録されている事業者につきましては、9月中に職員がご説明に伺います。

なお、現在登録されていない事業者で説明が必要な場合には以下の問い合わせ先までご連絡ください。

○提出書類

- ・王滝村ふるさと納税返礼品提供事業者 登録申請書兼誓約書（第1号様式）
- ・王滝村ふるさと納税 返礼品提案書（第2号様式）

※**地場産品基準の改正がされたため、現在登録されている事業者についても提出が必要です。**

○応募受付期間

通年で募集しております。

問い合わせ先

王滝村役場総務課企画財政係 TEL：0264-48-2001
Mail：kikaku@vill.nagano-otaki.lg.jp

総務省告示第179号第5条（抜粋）

【地場産品類型】

- 1．当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2．当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3．当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4．返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 6．前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7．当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 9．震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。